

生駒市条例第 1 6 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 1 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の項の(2)中「1, 5 8 0, 0 0 0 円」を「1, 5 9 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 4 0, 0 0 0 円」を「1, 9 5 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 6 0, 0 0 0 円」を「2, 2 7 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。